

介護保険条例（抜粋）

第 2 章の 2 地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会 （設置）

第 2 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岡崎市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条の 3 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの適切な運営、公正性及び中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項
- （2） 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス及び法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するために必要な事項

（協議会の組織）

第 2 条の 4 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 介護保険の被保険者
- （2） 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- （3） 地域における保健、医療及び福祉関係者
- （4） 学識経験有する者

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。